

しんくみ はばたき奨学金

返還不要
給付型

奨学生募集

愛知県中央信用組合と大浜燃料株式会社は、「しんくみ はばたき奨学金」の奨学生を募集します。将来、この地域社会に有用な人材を育成支援することを目的とした返還不要の給付型奨学金です。高校生の夢を応援する「しんくみ はばたき奨学金」制度を是非ご活用ください。

協賛企業：大浜燃料株式会社

次のいずれにも該当する方を対象とします。

①当組合の営業地区内に住所を有している家庭の高校生

※当組合営業地区：碧南市、高浜市、刈谷市、知立市、安城市、西尾市、蒲郡市、豊川市、額田郡幸田町、豊田市（旧藤岡町、旧小原村、旧足助町、旧下山村、旧旭町、旧稲武町を除く）、豊明市、半田市、大府市、知多郡東浦町、阿久比町

②収入要件

応募者本人の父母又はこれに代わって家計を支えている人（主たる家計支持者1人）の収入が下記の金額以下であること。

＜給与所得者＞ 270万円（源泉徴収票の支払金額 税込み）

＜給与所得者以外＞ 135万円（確定申告書等の所得金額、税込み）

募集資格

募集期間

令和4年4月1日（金）～令和4年4月15日（金）

給付金額

給付額： 年額120,000円（毎月1万円）

募集人数

15名

※厳正な選考の結果、受給者を決定します。

お申込み

お申込みは、各店窓口へご提出いただくか、総合企画部まで郵送にてお申込み下さい。

応募手続きに必要な書類は、各店窓口にご用意しているほか、当組合ホームページからもダウンロードできます。

詳しくは、募集要項をご確認ください。

愛知県中央信用組合 総合企画部 〒447-8605 碧南市栄町2丁目41番地 TEL0566-41-3262

 愛知県中央信用組合

<https://www.aichi-kenshin.co.jp>

令和4年度 「しんくみ はばたき奨学金」 募集要項 (給付型奨学金)

愛知県中央信用組合では、地域への社会貢献活動の一環として返還不要の給付型奨学金制度「しんくみ はばたき奨学金」を設けております。受給をご希望の方は次の募集要項をご確認のうえ、お申込みください。

1. 受給資格

次のいずれにも該当する方が対象となります。

(1) 対象者

当組合の営業地区内に住所を有している家庭の高校生で学業に熱意をもって励む者。

【当組合の営業地区】

碧南市、高浜市、刈谷市、知立市、安城市、西尾市、蒲郡市、豊川市、額田郡幸田町、豊田市（旧藤岡町、旧小原村、旧足助町、旧下山村、旧旭町、旧稲武町を除く）、豊明市、半田市、大府市、知多郡東浦町、阿久比町

(2) 収入要件

応募者本人の父母もしくはこれに代わって家計を支えている人（主たる家計支持者1人）の収入が下記金額以下であること。

	給与所得者	給与所得者以外
収入要件	270万円（税込み） 源泉徴収票の支払金額	135万円（税込み） 確定申告書等の所得金額

2. 募集人員

15名（応募者多数の場合は、厳正な選考の結果、受給者を決定します。）

3. 募集期間

令和4年4月1日（金）～令和4年4月15日（金）まで

4. 受給者への決定通知

募集期間終了後4月末までに受給者を決定し、受給者の方に受給手続き等文書によりご連絡いたします。（一年毎に受給者を決定します。次年度募集時に再応募可能、ただし、応募は1人の生徒につき3回を限度としますが、定時制高校等の4年制の高校に通う場合は4回目の応募を認めることがある。）

5. 奨学金給付額・給付期間・給付時期

(1) 給付額

年額 120,000円 (月額10,000円×12ヶ月)

(2) 給付期間

一年間 (次年度も給付を希望される場合は再度応募する必要があります)

(3) 給付時期・方法

毎月25日 (休日の場合は翌営業日)・当組合の普通預金口座へ振込

※奨学金給付にあたり、当組合の普通預金口座を開設していただきます。

(4) 給付条件

10月末までに就学状況レポートを提出していただきます。

様式は自由です。学校生活等についてA4用紙1枚程度にまとめて下さい。

※「しんくみ はばたき奨学金」は返還不要の給付型奨学金です。

6. 応募手続き

(1) 提出書類

- ①給付型奨学金「しんくみ はばたき奨学金」給付申請書
- ②個人情報の保護に関する同意書
- ③在学証明書 (新年度入学予定の方は合格通知書も可)
- ④住民票謄本 (世帯全員の続柄が記載されているもの、マイナンバーの記載は不要)
- ⑤収入に関する書類
家族全員の所得証明書

以上の必要書類を当組合窓口へご提出願います。

なお、①、②につきましては当組合のHPからダウンロードすることができます。

(窓口においてもご用意してありますので、最寄りの営業店までお立ち寄りください)

7. 奨学金の給付休止・中止について

- ①奨学金の休止・中止の事由に該当した場合は、速やかに当組合へ届出ることとし、その事由に該当した月まで奨学金を給付します。
- ②奨学金の休止・中止の事由に該当した旨の届出が遅れ、奨学金を受給された場合は、その事由に該当した月の翌月以降の奨学金を返戻していただきます。
- ③当組合で給付休止・中止の事由を確認した場合は届出がなくとも給付を休止・中止いたします。

【給付休止・中止事由】

・給付休止

- 受給者が休学したとき
- 10月末までに正当な理由なく就学状況レポートの提出がされなかったとき

・給付中止

- 受給者が退学したとき
- 受給者が当組合営業地区外に転居したとき

- 受給者が死亡したとき
- その他受給資格を失ったとき（年収要件を満たさなくなった場合等）

8. その他

ご提出いただいた書類は所得に関する書類を除き、ご返却しませんので、予めご了承ください。

【お問い合わせ先】

愛知県中央信用組合 総合企画部

受付時間：当組合営業日（月～金） 9：00～15：00

〒447-8605

愛知県碧南市栄町2丁目41番地

Tel 0566-41-3262